ちゅうしん ちょBit（びっと）カード

２０２４年４月１日現在

商　品　名 （ 愛 称 ）	ちゅうしん ちょBit（びっと）カード
ご利用いただける方	・年齢が満 20 歳以上 65 歳未満で、安定した収入のある当金庫が定める審査基準を満たされる方（就職内定者または卒業後１年以内の新卒者を含む） ・勤続年数が１年以上または、営業年数が１年以上の方 ・三井住友カード(株)の保証を受けられる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます なお、会員となっていただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください
お使いみち	・ご自由（ただし、事業性・旧債務返済資金へのご利用はできません）
ご融資金額	・「３０万円」「５０万円」「７０万円」「１００万円」 ※就職内定者は３０万円、新卒者・パート・アルバイト・主婦は５０万円までです
ご利用期間	・３年（ご契約期限終了時に再審査させていただき、自動更新となります。ただし、満 70 歳以上となった場合、契約期限の更新はいたしません。）
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
お利息の計算方法	・毎日の貸越最終残高について、付利単位を 100 円とした１年 365 日とする日割計算
ご返済方法	・毎月 10 日に定額自動返済（定例返済） ご融資極度額　３０万円・５０万円……定例返済額１万円 ご融資極度額　７０万円……定例返済額１万５千円 ご融資極度額１００万円……定例返済額２万円 また、当金庫ＡＴＭで随時ご返済もできます
保証人・担保	・三井住友カード(株)が保証しますので、保証人は必要ありません
保　証　料	・保証料はご融資利率に含まれています
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業サポート部（9 時～17 時、電話：052－913-1153）にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業サポート部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業サポート部または全国しんきん相談所にお問合せください。
そ　の　他	・当カードローンは、当金庫および信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のＡＴＭ（現金自動預入支払機）でご利用できます ・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください ・現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください

中 日 信 用 金 庫